

荒川区告示356号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、荒川区が発注する建設工事等の請負契約（工事の請負契約、設計、測量及び地質調査の委託契約並びに総トン数20トン以上の船舶（以下「船舶」という。）の製造及び修繕の請負契約をいう。）の一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合を除く。）に必要な資格並びに資格審査のインターネットを利用した申請方法を定める件（令和7年荒川区告示第162-7号）の一部を次のように改正する。

令和 7年 9月 4日

荒川区長 滝 口 学

改正後	改正前
<p>第3 申請方法</p> <p>1 から3まで （略）</p> <p>4 必要書類の送付</p> <p>申請に当たり下記に示した必要書類を提出すること。必要書類は送信後直ちに申請時に指定される方法に従って郵送又は電子送付しなければならない。</p> <p>なお、必要書類が日本語以外の言語により表記されている場合は、日本語訳を添付すること。</p> <ul style="list-style-type: none">・登記簿謄本（履歴事項全部証明書）（発行日が申請日から3箇月以内であるもの）・財務諸表（審査対象事業年度及び前審査対象事業年度の決算によるもの）・身分証明書（発行日が申請日から3箇月以内であるもの）・登記事項証明書（発行日が申請日から3箇月以内であるもの）・法人事業税の納税証明書・納税証明書その1（第2 2（1）の納付済額を証明するもの） <p>（いずれも正本。ただし、電子送付する場合は正本をスキャンしたのもも提出可）</p>	<p>第3 申請方法</p> <p>1 から3まで （略）</p> <p>4 必要書類の送付</p> <p>申請に当たり下記に示した必要書類を提出すること。必要書類は送信後直ちに申請時に指定される方法に従って郵送又は電子送付しなければならない。</p> <p>なお、必要書類が日本語以外の言語により表記されている場合は、日本語訳を添付すること。</p> <ul style="list-style-type: none">・登記簿謄本（履歴事項全部証明書）（発行日が申請日から3箇月以内であるもの）・財務諸表（審査対象事業年度及び前審査対象事業年度の決算によるもの）・身分証明書（発行日が申請日から3箇月以内であるもの）・登記事項証明書（発行日が申請日から3箇月以内であるもの）・法人事業税の納税証明書・納税証明書その1（第2 2（1）の納付済額を証明するもの） <p>（いずれも正本）</p>